

V 食育サポート運営委員会

1. 西九州大学食育サポート運営委員会規程

(設置)

第1条 食と福祉の分野が融合した食育に関する教育・研究を推進するとともに、食育支援による地域貢献を総合的、効果的に推進するため、西九州大学食育サポート運営委員会（以下「委員会」という。を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 食育サポートセンターの運営に関する事項
- (2) 食育に関する教育・研究の総合的企画・調整、推進、評価に関する事項
- (3) 食育推進に関する相談窓口、指導者研修、情報収集・発信に関する事項
- (4) その他食育支援のために必要な事項

(構成)

第3条 委員会は次の各号に定める者を以て構成する。

- (1) 健康栄養学部長
- (2) 健康栄養学科以外の学科から選出された専任教員各1名とする
- (3) 事務局長

(委員の任期)

第4条 前条第2号及び第3号の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、健康栄養学部長とし、委員会の議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が委員長の職務を代行する。

(会議の開催及び議決)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めたとき、又は過半数の委員から要請があったときに、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(部会等)

第7条 学生や地域諸団体との連絡を密にし、委員会活動を円滑にするため、第3条に定める委員以外の者を加えた部会等を置くことができる。

2 前項の部会等の名称、構成及び運営等については、委員会の議決を経て委員長が別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務は、センター事務室が処理する。

(補足)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附則（平成18年5月18日）

- 1 この規程は、平成18年5月18日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に選出される第3条第2号に規定する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附則（平成18年10月12日）

この規程は、平成18年10月12日から施行する。

附則（平成19年6月21日）

- 1 この規程は、平成19年6月21日から施行する。
- 2 リハビリテーション学部から選出された委員については、平成22年3月31日までの間、この規程による改正後の第3条第3号に規定する「専任教員3名程度」とあるのは、「専任教員3名以内程度」と読み替えるものとする。
- 3 リハビリテーション学部から最初に選出された第3条第3号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附則（平成21年2月26日）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成19年6月21日付け、附則2は平成21年3月31日付けで廃止する。

附則（平成26年2月13日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年10月19日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

2. 食育サポート運営委員会委員名簿

職 名	氏 名	任 期	備 考
学 部 長	柳 田 晃 良	H27.4.1~H28.3.31	委員長
教 授	眞 田 英 進	〃	心理カウンセリング学科
〃	米 田 郁 夫	〃	スポーツ健康福祉学科
准 教 授	副 島 順 子	〃	健康栄養学科
〃	安 徳 弥 生	〃	社会福祉学科
講 師	船 元 智 子	〃	健康栄養学科
助 教	満 丸 望	〃	リハビリテーション学科
〃	二 宮 貴 之	〃	子ども学科
事 務 局 長	北 島 忠 則	〃	
センター事務室 事 務 長	中 島 哲 男	〃	
非常勤職員	中 村 智 美	〃	

3. 運営委員会議事録

回	開催日	審議事項
第 1 回	平成 27 年 6 月 17 日（水） （出席者数 8 名）	1. 平成 27 年度食育サポートセンター 運営委員会について 2. 平成 27 年度の年間計画について 3. その他
第 2 回	平成 28 年 2 月 25 日（木） （出席者数 9 名）	1. 平成 27 年度の活動報告について 2. 平成 28 年度の活動計画（案）について 3. その他

4. 食育サポート運営委員会作業部会名簿

職名	氏名
学 部 長	柳 田 晃 良
教 授	林 眞 知 子
〃	古 賀 浩 二
〃	安 田 み どり
准 教 授	江 口 昭 彦
〃	副 島 順 子
〃	堀 田 徳 子
講 師	梅 木 陽 子
〃	船 元 智 子
助 手	久 富 裕 子
〃	山 口 生 子
非常勤職員	中 村 智 美

5. 作業部会議事録

回	開催日	審議事項
第 1 回	平成 27 年 4 月 15 日（水） （出席者 8 名）	1. 平成 27 年度食育サポート運営委員会 作業部会委員について 2. 平成 26 年度の活動報告について 3. 平成 27 年度の年間計画について 4. その他
第 2 回	平成 27 年 8 月 12 日（水） （出席者 9 名）	1. これまでの活動報告 2. 今後の活動予定 3. その他
第 3 回	平成 28 年 2 月 9 日（火） （出席者 9 名）	1. 平成 27 年度活動報告について 2. 平成 28 年度食育サポートセンター・ あすなろ隊の活動計画（案）について 3. その他

VI 食育サポート事業協議会

1. 食育サポート事業協議会設置要項

(設置)

第 1 西九州大学、佐賀県及び佐賀県教育委員会における食育についての連携・協力協定書（以下「協定書」という。）第 3 条の規定に基づき、食育サポート事業協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 協議会は次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 西九州大学

- ア 健康栄養学部長（食育サポートセンター長）
- イ 事務局長
- ウ 健康栄養学科から選出された専任教員 3 名
- エ 健康栄養学科以外の学科から選出された専任教員各 1 名
- オ 学生代表 若干名
- カ 西九州大学学長が推薦する者 若干名

(2) 佐賀県及び佐賀県教育委員会

- ア 佐賀県くらし環境本部くらしの安全安心課長
- イ 佐賀県くらし環境本部こども未来課長
- ウ 佐賀県健康福祉本部健康増進課長
- エ 佐賀県生産振興部生産者支援課長
- オ 佐賀県教育委員会事務局学校教育課保健体育室長
- カ 佐賀県知事又は佐賀県教育長が推薦する者 若干名

(協議事項)

第 3 協定書第 2 条に掲げる連携・協力事項を協議する。

(会議)

第 4 協議会は、連携・協力を円滑に進めるため、毎年定例的に開催する。ただし、必要があると認めるときは、臨時に開催する。

2 協議会に会長を置き、健康栄養学部長（食育サポートセンター長）をもって充てる。

3 会長が事故あるときは、予め会長が指名した委員が会長の職務を代行する。

(委員以外の主席)

第 5 協議会が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第 6 協議会の事務は、西九州大学において処理する。

(補足)

第 7 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附則

この要項は、平成 18 年 10 月 27 日から実施する。

附則

この要項は、平成 21 年 7 月 27 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要項は、平成 25 年 7 月 9 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要項は、平成 26 年 7 月 9 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

2. 事業協議会議事録

	開催日	審議事項
第 1 回	平成 27 年 7 月 8 日（水） 出席者：県 5 名 大学 6 名	1. 平成 26 年度取組の実績報告について （県・大学） ①県の報告 ②食育サポートセンターの報告 2. 平成 27 年度取組の計画について （県・大学） ①県の取組計画について ②県関係各課の取組について ③食育サポートセンターの取組計画 について ④平成 27 年度食育推進リーダー養成 講習会の開催について 3. その他